

スペースコロニー研究開発ユニオン (会則)

(目的)

第1条 「スペースコロニー研究開発ユニオン」(以下、「本会」という。)は、東京理科大学研究推進機構総合研究院スペースシステム創造研究センター(以下、「本センター」という。)のスペース・コロニーユニットと連携し、将来の宇宙居住実現を目指すとともに、我が国の「持続可能な開発目標(SDGs)」に貢献することを目的として、産官学の連携による活動と異分野融合を通じて、地上においても有用な宇宙滞在技術の高度化を推進する。

(活動)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げることを行う。

- (1) 講演会、研究会およびワークショップ等を開催する。
- (2) 国内外の関係機関との連携を行う。
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業を行う。

(会員)

第3条 本会の会員は法人会員、教員会員、アカデミア個人会員の3種(以下、これらを併せて「会員」という。)から構成され、本会の活動や事業に協力し支援するものとする。

- (1) 法人会員は本会に参加する法人とする。
- (2) 教員会員は本センターのスペース・コロニーユニット等に属し、参加意思のあった東京理科大学の教員とする。
- (3) アカデミア個人会員は、東京理科大学以外の大学および国の研究機関等に属し、第5条に定める主査が入会を認める個人とする。

(会員の特典)

第4条 会員は以下の特典を有する。

- (1) 講演会、研究会およびワークショップ等に参加できる。
- (2) 法人会員は研究会設立、教員会員またはアカデミア個人会員との個別討議、教員会員またはアカデミア個人会員との共同研究等を提案できる。

(組織)

第5条 本会を代表する主査を置く。主査は本センターの管理責任者が任命することができる。

2 運営会議は、本会の運営にかかる事項を審議し決定する。ただし、第6条に定める総会が決定・承認すべきと考えられる事項については、総会に提議するものとする。

3 運営会議は、以下の委員により構成され、任期は主査の任期に準じ、再任は妨げない。委員長は主査が務める。

- (1) 主査を含む教員会員
- (2) 各法人から主査が選任した各法人の若干名

4 運営会議は、書面または電子メール等の電子的手段による開催とすることができる。

(総会)

第6条 総会は、主査が招集し、本会則の変更及び本活動の重要事項を協議する。

2 総会の議長は主査をもって充てる。ただし、主査が不在のときは、あらかじめ主査の指名する者が議長を務める。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 総会の議事は、出席会員の過半数の議決を持って決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 総会は、議長の判断により電子メールによる協議に代えることができる。

(参加料)

第7条 本会に参加する会員は、事業年度分の参加料として、次に示す金額を支払うものとし、徴収した参加料を本会の運営に充てる。

法人会員： 20万円

教員会員： 無料

アカデミア個人会員： 無料

2 特別の企画を行う場合には、第6条に定める総会の審議を経たうえで臨時費を徴収することができる。

3 納入された参加料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

4 本センターの設置期限が終了した際に、経費支払いに参加料を充当して残余がある場合、かかる残余金の取り扱いは、総会の提議に基づき主査が決するものとする。

(情報の取り扱い)

第8条 本会に関連して、会員間において開示されるすべての情報は、その取扱いについて別の合議がされたものを除き、秘密として取り扱う義務を負わないものとし、自己の研究活動に使用することができるものとする。

(解散)

第9条 本活動は、本センターの設置期間が終了し、総会の決定をもって解散する。

(会員の除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会則その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力である事が判明したとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局を本センターの管理責任者の下に置く。

(補則)

第12条 この会則に定める条項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年12月14日から施行する。

令和6年8月26日 改訂